令和8年11月11日　　支担官第４６０号

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　廣瀬　和希
（ 公　印　省　略 ）

公　　告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

１．入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0738	身体歴電子化システムと電子カルテ情報共有サービスの連接に関する調査役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和９年３月３１日

２．入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

３．入札日時　　令和８年１２月９日(水)　（１０：３０）

４．入札場所　　防衛省市ヶ谷庁舎Ｅ２棟３階入札室

５．参加資格　（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

７．入札保証金及び契約保証金　　免　除

８．入札の無効　　５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否　　要

10．適用する契約条項　　役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11．その他
（１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（４）入札に関する条件　仕様書4.1a）～ｃ）に定める本業務の実施体制並びに仕様書6ｂ）１）～３）に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和８年　１１月　２６日（木）　１２：００　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
（５）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、 令和８年　１２月　７日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

（６）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（７）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　（庁舎Ａ棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間　９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。
メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp
メール件名　　：「件名：○○○」　入札案内送信依頼
添付ファイル　：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係　柴崎　電話　03-3268-3111　内線20824

別紙

適合条件

1. 条件

契約相手方は，次の条件を満たしていること。

契約相手方の認証

a) 「品質マネジメントシステム　**ＩＳＯ９００１**認証（国際標準規格）」を取得していること。

b) 「**ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１**認証（国際標準規格）」を取得していること。

受託実績

a) 情報システムに係る調査役務を実施した実績を有すること。

b) 情報システムに係る支援役務として、要件定義書の作成支援を実施した実績を有すること。

c) 防衛省の情報システムに関して、リスク管理枠組み（ＲＭＦ）に係る支援を実施した実績を有すること。

資格要件

契約相手方は、本役務全体を統括する「統括責任者」及び業務遂行体制における責任者である「業務実施責任者」をそれぞれ１名指定することとし、それぞれの責任者は以下の資格のいずれかを有すること。

a) ＰＭＰ（Project Management Professional）

b) 情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャー

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

１の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するものとする。

資料の提出にあたり、客観的に事実を確認できる資料として、条件に合致する箇所をハッチングしたうえで以下を添付して提出すること。

ア）認証及び資格の確認を求めているものについては、証明書等の写しを添付すること。

イ）実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

b) 提出部数

各１部

c) 提出期限

令和８年１１月２６日（木）１２：００

d) 虚偽がないものとする。
e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の１７時１５分までとする。

仕　様　書			
件　名	**身体歴電子化システムと電子カルテ情報共有サービスの連接に関する調査役務**	作成年月日	令和８年１０月２７日
		仕様書番号	
		人事教育局衛生官	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，今後，身体歴電子化システムにおいて電子カルテ情報共有サービスの情報を電子的に検索・閲覧できる態勢を構築するために必要な調査を行うための役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2　引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，契約時における最新版を適用するものとする。なお，引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は，この仕様書の内容が優先する。

1.2.1　引用文書

a)　法令等

1)　**個人情報の保護に関する法律**（平成１５年法律第５７号）

2)　**著作権法**（昭和４５年法律第４８号）

3)　**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**（防装庁（事）第 137 号。令和４年３月３１日。以下**「情報セキュリティ通達」**という。）

4)　**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**（令和８年２月３日変更閣議決定）

5)　**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**（２０２６年（令和８年）６月１２日）（以下「**標準ガイドライン**」という。）

b)　規格

1)　**ＪＩＳ　Ｘ　０００１～ＪＩＳ　Ｘ　００３２**　情報処理用語

2)　**ＩＳＯ　９００１**　品質マネジメントシステム－要求事項

3)　**ＩＳＯ／ＩＥＣ　２７００１**　情報技術―セキュリティ技術－情報セキュリティマネージメントシステム－要求事項

c)　要件定義書

1)　**身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務に係る全省の共通化に係る要件定義書（案）**

2)　**身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務に係る次期システムに係る要件定義書（案）**

1.2.2　関連文書

a)　法令等

1)　**知的財産基本法**（平成１４年法律第１２２号）

2)　**地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律**（平成元年法律第６４号）

1.3　用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は，**ＪＩＳ　Ｘ　０００１～ＪＩＳ　Ｘ　００３２**によるほか，次**表１**のとおりとする。

表１　用語の定義

番号	用語	定義
1	身体歴	定期健康診断等の結果を記載することを目的に全自衛隊員が所持し，個人の医療情報を管理するものをいう。
2	身体歴電子化システム	身体歴情報を電子化した情報システムのことであり，現在，陸上自衛隊東部方面隊の一部において試行運用しているもの及び試行運用を踏まえ，今後，設計・開発される情報システムをいう。
3	電子カルテ情報共有サービス	受診時にマイナ保険証で受付をし，情報提供に同意することで，医療機関で記録された電子カルテ情報の一部を，全国の他の医療機関等において閲覧できる仕組みをいう。
4	電子化カルテ情報の一部	電子カルテ情報共有サービスにおいて取り扱われる情報であり，診療時情報提供書，退院時サマリー，健康診断結果報告書，傷病名，感染症，薬剤アレルギー等，その他アレルギー等，検査をいう。

2　調達の概要

2.1　調達の趣旨

自衛官の健康管理に係る情報については，定期健康診断，臨時健康診断，特別健康診断等の身体歴情報，自衛隊病院や医務室における自衛隊内の診療情報，自衛隊外（部外病院）の診療情報の３つがあり，これらに関して電子化が進められている。

身体歴情報については，令和４年１２月に策定された防衛力整備計画において，電子化していく旨が記載されており，これに基づき防衛省において電子化が進められている。

また，自衛隊外（部外病院）の診療情報については，全国の他の医療機関等において閲覧できるように電子カルテ情報共有サービスのモデル事業が実施されている。

本来，自衛官の傷病については国が責任をもって管理すべきところ，現状，自衛隊外（部外病院）の診療情報については，必要な時に検索・閲覧できる態勢になっていない。

このため，自衛隊外の電子カルテ情報の一部を必要な時に検索・閲覧できる態勢を構築する必要がある。それを構築すべく，現在整備を進めている身体歴電子化システムにおいて，自衛隊外の電子カルテ情報の一部を必要な時に電子的に検索・閲覧できる方策について調査を行う。

2.2　調達の目的

3.2.2，**3.2.3**，**3.2.4** 及び **3.2.5** について調査等を行い，身体歴電子化システムにおいて，自衛隊内で保有する身体歴情報に加え，自衛隊外の電子カルテ情報の一部を必要な時に電子的に検索・閲覧できる態勢を構築することを目的とする。

3　役務に関する要求

3.1　役務期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

3.2　役務内容

3.2.1　実施計画書の作成

契約相手方は，契約後速やかに，本役務を計画的に実施するために必要な実施計画書を作成し，官の確認を得ること。また、実施計画書の変更が必要な場合は，役務全体に対する影響を調査し，官に報告するとともに，変更管理を行うこと。

3.2.2　電子カルテ情報共有サービスの導入に必要な事項

契約相手方は，身体歴電子化システムと電子カルテ情報共有サービスを連接する場合に，仕様に追加すべき事項，セキュリティ上対策すべき事項などについて調査し，その結果を提出すること。また，身体歴情報及び電子カルテ情報の一部を一体的に管理するために，各情報を紐づけするための手段について検討し，その結果を提出すること。

3.2.3　電子カルテ情報共有サービスに係る情報の検索・閲覧

契約相手方は，身体歴電子化システムから複数人の電子カルテ情報の一部を一度に検索・閲覧することが可能なのか，電子カルテ情報共有サービスの仕様や関係法令に照らして調査し，その結果を提出すること。

それができない場合は，身体歴電子化システムにおいて複数人の電子カルテ情報の一部を一度に検索・閲覧するための実現オプションについて複数の案を提示し，それらを制度面，技術面，コスト面などを総合的に評価したうえで，最適と考えられる案を導出すること。その際，隊員の負担軽減についても考慮すること。

3.2.4　課題及びコスト

契約相手方は，**3.2.2** 及び **3.2.3** を実施するため，課題等について調査し，その結果を報告すること。また，システム整備に係るコスト（概算）について可能な限り調査し，その結果を提出すること。

3.2.5　要件定義書（案）の見直し

令和８年４月から身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務を実施している。当該契約において作成する**身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務に係る全省の共通化に係る要件定義書（案）**について，**3.2.2**，**3.2.3**，**3.2.4** の調査結果を踏まえ，見直しを行うこと。**身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務に係る次期システムに係る要件定義書（案）**は必要により、見直しを行うこと。

3.2.6　報告書の作成

契約相手方は，3.2.2，3.2.3，3.2.4及び3.2.5に関して報告書を作成し，契約納期までに提出すること。

4　役務の実施体制

4.1　実施体制の確保

契約相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保するものとする。

a)　契約の履行に必要な業務に従事する者，かつ，履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「役務従事者」という。）を確保すること。

b)　上記a)の役務従事者が，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学，文化的背景（国籍等），業績等を有すること。

c)　上記a)の役務従事者が，他の業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.2　役務従事者名簿の提出

役務要員について，役務従事者名簿を契約後速やかに作成の上，支出負担行為担当官補助者に提出し，了承を得ること。

4.3　役務要員変更の届出

役務要員に異動，退職，長期休暇等が生じ，役務要員の追加，変更等が必要となった場合には，十分な時間的余裕をもって役務従事者名簿を作成し，後任の役務従事者に確実に引き継ぐこと。提出先は，支出負担行為担当官補助者とし，承認を得ること。

5　契約相手方の要件

5.1　契約相手方の認証

契約相手方は，次に示す認証を有するものとし，資格等証明書類（認定書等の写し等）を提出すること。

a)　「品質マネジメントシステム　ＩＳＯ９００１認証（国際標準規格）」

b)　「ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１認証（国際標準規格）」

5.2　受託実績

a)　情報システムに係る調査役務を実施した実績を有すること。

b)　情報システムに係る支援役務として，要件定義書の作成支援を実施した実績を有すること。

c)　防衛省の情報システムに関して，リスク管理枠組み（ＲＭＦ）に係る支援を実施した実績を有すること。

5.3　資格要件

契約相手方は，本役務全体を統括する「統括責任者」及び業務遂行体制における責任者である「業務実施責任者」をそれぞれ１名指定することとし，それぞれの責任者は以下の資格のいずれかを有すること。

a)　ＰＭＰ（Project Management Professional）

b)　情報処理技術者試験のうち，プロジェクトマネージャー

6　情報保全

契約相手方は，本役務の契約の履行に当たっては，次の事項について遵守すること。

a)　契約相手方は，本役務で取り扱う個人情報について，**個人情報の保護に関する法律**に基づき，適切な管理を行わなくてはならない。また，当該個人情報については，本役務以外の目的のために利用してはならない。

b)　契約相手方は，本役務の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第２項第１号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官に通知するものとする。

1)　契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した情報が，保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に，同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制

2)　官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

3)　官が書面により個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

c)　契約相手方は，知り得た保護情報の取扱いに当たっては，**情報セキュリティ通達**に基づき適切に管理する。細部については，**表２**のとおりとする。

表２－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細
1	システム構成	ネットワーク構成図，システム構成図及び設計書
2	設置場所等の施設情報 （設置部隊及び数量を含む。）	端末等機器配置図及びネットワーク配線図

7　著作権

a)　契約相手方は，官が承認した場合を除き，提出書類に関する著作者人格権を行使しないものとする。

b)　契約相手方は，本役務の提出書類に関し，**著作権法**第２７条及び第２８条を含む著作権の全てを官に無償で譲渡するものとする。

c)　上項 a)及び b)に関わらず，提出書類に契約相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は，契約相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ，契約相手方又は第三者に帰属する。

d)　提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には，契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

e)　上項 **a)** 及び **b)** において，官は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で，翻案，翻訳，複製及び貸与することができるものとする。

f)　本役務の提出書類等に関し，第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には，当該紛争の原因が専ら官の責めに帰す場合を除き，契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において，官は当該紛争の事実を知ったときは，契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする

8　提出書類

提出書類の文書名，提出時期等は，**表３**による。

表3　提出書類

番号	文書名	部数	提出時期	提出先	備考
1	役務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛省	
2	実施計画書	電子媒体：1	契約後速やかに	防衛省	
3	全省の共通化に係る要件定義書（案）	電子媒体：1	契約納期までに	防衛省	
4	次期システムに係る要件定義書（案）	電子媒体：1	契約納期までに	防衛省	見直しが発生しない場合は提出不要とする。
5	報告書	電子媒体：1	契約納期までに	防衛省	

9　検査

検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

10　資料の貸与

契約相手方は，本役務の実施に当たり必要な官の保有する資料等について，官の許可を得た上で，閲覧又は貸与を受けることができる。官が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は，取扱いに留意し，法令及び関係規則等に従い，官が指定する条件を遵守すること。

11　入札制限

情報システムの調達の透明性及び公正性の確保の観点から，**標準ガイドライン**に基づき，契約相手方等は，本役務で見直しされた「**身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務に係る全省の共通化に係る要件定義書（案）**」等に基づき実施される情報システムの設計・開発及び保守等に係る入札に参加できないものとする。

12　その他

a)　各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は，各機関等の立入手続に従い，立ち入るものとする。

b)　**表３**に示す提出書類は，**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**の基準を満たすものであること。

c)　本仕様書について疑義が生じた場合は，速やかに官側と協議すること。

別記様式第２（第３項関係）

情報セキュリティ指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	第３８号
	調達要求年月日	令和８年１０月２７日
	作　成　部　課	人事教育局衛生官
	作　成　年　月	令和８年１０月２７日
品　名	身体歴電子化システムと電子カルテ情報共有サービスの連接に関する調査役務	
仕　様　書　番　号		

１　保護すべき情報として指定する理由（注）

システム構成及び設置場所等の施設情報が、防衛省の職員以外の者にみだりに知られると、防衛省の情報システムに対する不正プログラムの埋め込み、情報システムからの情報の窃取等のおそれがあり、業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため。

２　保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備　考
システム構成	ネットワーク構成図、システム構成図及び設計書		
設置場所等の施設情報 （設置部隊及び数量を含む。）	端末等機器配置図及びネットワーク配線図		

３　特記事項

（注）第１項（保護すべき情報として指定する理由）には、この調達要求（契約）において企業が取り扱う情報を保護すべき情報に指定する理由について、当該企業が容易に理解し、当該情報を保護すべき情報として的確に取り扱うことができるよう、分かりやすく、かつ、具体的に記載すること（単に、「注意」又は「部内限り」に指定されているといった記載は避けること。）。また、他の調達要求（契約）において用いた情報セキュリティ指定書の内容をそのまま用い、この調達要求（契約）に当てはまらない指定をすることにならないよう留意すること。